

第二章

高等学校の制度化と工業高等学校

第1節 学校教育法体制と高等学校

昭和22年3月31日の「学校教育法」（法律第26号）によって規定され、昭和23年4月より実施された工業高等学校制度は、具体的に如何なる制度理念あるいは教科課程によって実施されたのであろうか。この疑問を解明するために、まず最初に新学制下における高等学校制度の内実を明らかにして置きたい。と言うのは、工業高等学校の制度理念及び教科課程が高等学校制度のそれ等と密接に関連しているからである。

高等学校制度の内実は、周知の通り、昭和22年の「学校教育法」の他、同年5月23日の「学校教育法施行規則」（文部省令第11号）及び昭和23年1月27日の「高等学校設置基準」（文部省令第1号）によって規定された。又その実施あるいは運用については、昭和22年12月27日の「新制高等学校実施準備に関する件」（発学第534号）¹⁾、昭和23年2月10日の「新制高等学校実施に関する件」（発学第534号）通牒及び昭和24年4月10日の文部省学校教育局作成パンフレット、「新制中学校新制高等学校望ましい運営の方針」等によって、具体案が提示された。以下、これ等の関係法令によって、高等学校制度の内実を究明することにする。

周知の通り、新学制下の学校体系は学校教育法（以下、法と言う）第19・第37

・第46・第55条によって、原則として6・3・3・4学校体系をとることになった。この原則において高等学校は、修業年限3年の中学校と修業年限4年の大学に連続する唯一の学校と規定されることになった。しかし、「学校教育法」はかかる高等学校の他、「但し、特別の技能教育を施す場合及び第44条第1項の課程（定時制課程のこと、引用者注）を置く場合は、その修業年限は、3年を超えるものとすることができる。」（法第46条）²⁾、「高等学校には専攻科及び別科を置くことができる。」（法第48条第1項）³⁾と規定し、修業年限3年以上の「特別の技能教育を施す」（全日制）高等学校及び定時制課程、修業年限1年以上の専攻科・別科の設置も認めた。つまり、高等学校制度の複線化を規定したのである。「特別の技能教育を施す」高等学校の制度化は、昭和21年12月27日の教育刷新委員会第1回建議⁴⁾を具体化したものであり、それは旧制度下の専門学校に比肩するものであった。文部省は上記規定に基き、昭和22年12月27日の「新制高等学校実施基準に関する件」において、「特別の技能教育を施し、修業年限3年をこえる新制高等学校の設置の具体的な事項については、なお未決定の部分もあるので、追って発表する。」⁵⁾と通牒した。しかしその後、この通牒の「具体的な事項」の発表はなく、又かかる高等学校の設置もなかった。⁶⁾この間の事情を高橋隆道教育刷新委員会委員は、昭和24年5月27日の第16特別委員会第6回委員会で、「司令部の方から

から申入れた言葉がありまして、実施準備のときに5年の高校にしてもいろいろ根本的な考え方を表明したいと思いまして、それを書いて持って行きました。そしたら6・3・3・4の態勢を持たせながらの5年の高等学校、そういうものについては別に追って再発表するというようなことで逃げてしまうというようなことになっているのであります。どうしても5年の高等学校ということは承知しないのであります。それは法律にどうあろうともいけないという強硬な意見がありました。⁷⁾と証言している。この結果、「特別の技能教育を施す」高等学校は、一度も実態的意味を持つことなく、昭和25年4月19日公布の「学校教育法中改正」(法律第105号)によって、法制的にも廃止される。又専攻科及び別科の設置⁸⁾についても、敗戦後の経済危機の中で義務教育の完全実施さえ危惧されていた当時において⁹⁾、「専攻科や別科のことよりも、まず通常の3年の課程に重点をおいてその充実に努力すべきである。」¹⁰⁾とされ、その実態的意味を喪失していた。かくして、高等学校は定時制課程及び通信教育を除き、すべて修業年限3年の高等学校一本となり、いわゆる「一元的・単線型学校体系」¹¹⁾によって、「徹底的な機会均等」が計られたのである。¹²⁾

定時制課程及び通信教育の制度化は、「戦後教育改革(6・3・3・4制)の最大の眼目の一つ」であり、その意図は勤労青少年に高等学校教育の学習機会を保障しようとするところにあった。¹³⁾このために、「学校教育法」は、「高等学校には通常の課程の外、夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程を置くことが

できる。」(法第48条第1項)¹⁴⁾、「高等学校には通常の課程を置かず、又は前項の課程のみを置くことができる。」(法第44条第2項)、「高等学校は、通信による教育を行うことができる。」(法第45条第1項)、定時制課程については「その修業年限は3年を超えるものとすることができる。」(法第46条)¹⁵⁾と規定した。その後昭和23年10月15日公布の「学校教育法施行規則中改正」(文部省令第18号)によって、新に「高等学校には特別の時期及び時間において授業を行う課程(定時制の課程と称する。)について分校を設けることができる。」(第56条の2)ことになった。このように定時制課程の修業年限、設置形態を弾力的に規定することによって、勤労青少年に全日制課程と同等¹⁶⁾の高等学校教育機会を保障しようとしたのである。

以上のような高等学校に関する制度規定は、いずれも高等学校の「教育の機会均等」を一人でも多くの青少年に保障しようとするものであった。このために文部省は、昭和22年5月の「学校教育法施行規則」において、「入学志願者数が入学定員を超過した場合は、入学試験を行うことができる。」(第59条第2項)と規定し、「将来においてはなるべく多くの新制高等学校ができて、希望者がもれなく進学し得るようになることが望ましい」¹⁷⁾とした。つまり、高等学校の non-selective school 化である。又(小)学区制・総合制・男女共学制のいわゆる「高等学校三原則」の実施も、それが例え各地方に設置された軍政部の圧力であったとしても、高等学校教育に対する「教育の機会均等」の保障への一つの努力であった。¹⁸⁾

とまれ、高等学校制度は旧制中等学校制度とは、その学校体系上においても、又選抜学校であるか否かにおいても、基本的に性格を異にしていたのである。²⁰⁾しかし、高等学校制度のかかる基本的性格は、文部省の実施構想において、早くもある変容を余儀なくされる。即ち、文部省は高等学校制度と旧制中等学校制度との関連について、「新制高等学校は将来全く新しく設置されるものであろうが、差当っては現在ある中等学校の建物、設備及び教員の中のあるものをもって設立されるものが中心となるであろう。」²¹⁾と解説する。つまり、高校制度が旧制中等学校制度とは、原則的には非連続でありながらも、現実的には旧制度との連続性を持つことを指摘するのである。比喩的に云えば、それは「新しい皮袋」に「古い酒」とも云い得るものである。かかる考え方は、昭和23年2月10日の「新制高等学校実施に関する件」通牒によって、より顕在化する。即ち、「新制高等学校の設置認可に際しては旧制中等学校の現在の施設状況を基礎として制定した暫定基準により、現に存する旧制中等学校がおおむね無理なく、これに転換し得るよう措置を講ずる。」²²⁾ことを通牒した。昭和23年1月27日公布の「高等学校設置基準」(文部省令第1号)²³⁾は、かかる構想の具体化である。同基準は高等学校の設置学科を「普通教育を主とする学科」(「普通科」と)と「専門教育を主とする学科」に二分する。前者は旧制度下の中学校、高等女学校を、又後者は実業学校を伺わせるものである。「専門教育を主とする学科」の内の「工業に関する学科」についてみると、その学科の種類を機械科、造船科、電気科、電気通信科、工業化学科、紡織科、色染科、

土木科、建築科、採鉱科、冶金科、金属工業科、木材工芸科、金属工芸科、窯業科の15学科と規定した。学科制の採用は旧制度下の工業学校と同じであり、又その学科の種類も航空機科の廃止と窯業科の新設以外は全く同じである。

かかる変容は他の側面においても見い出すことができる。高等学校を non-selective school にしようとする理想は、「手引」において「将来においてはなるべく多くの新制高等学校ができて、希望者がもれなく進学し得るようになることが望ましいのであるが、現在の困難な国情及び特に新制中学校の充実が急を要する現状から考えて、設置基準にかなう学校は必ず新制高等学校になるべきだともいえない。」²⁴⁾と後退している。勿論、文部省のかかる実施構想の側面だけを捉えて、高等学校制度の理想が全く放棄され、それが旧制度下の中等学校制度と連続したものと解することは妥当ではない、と云うのは、文部省は総合制高等学校、定時制高等学校が、高等学校制度の理想を追求するものであり、これ等の制度が、旧制度とは非連続な制度であることを繰返し強調していることからも明らかである。しかし、その内容については、後に考察することにし、ここではかかる相矛盾する動きについて次のことを指摘しておきたい。それは、高等学校制度が昭和23年4月の発足直前において、そのレゾン・データルを旧制度との非連続性に置きながら、現実的にはそれへの連続性の圧力を常に受けたということである。そしてその具体的な圧力は、次のような高等学校制度批判として現われて來るのである。例えば、新学制の旗主でもあった「手引」自体も、「旧制の実業

学校が新制高等学校になる場合に、専門教育を主とする学科より離れて普通教育を主とする学科に変更しようとする気運が、学校当事者や地元の人々に濃厚²⁵⁾であると批判する。又第二部第二章で考察する通り、教育刷新委員会で「職業教育の振興」の見地から高等学校制度を再検討する時、その中心的役割を果した淡路円治郎氏は、「新制高等学校がいわゆる『高等学校』（旧制高等学校のこと、引用者注）であってはならぬことだけは明白である。」「実業学校の一部までもがこの種の旧制高校あるいは学問偏重主義の高校化を企図している不見識を暴露しているのは、笑止というより外ない。」その結果、「実業教育に至っては全く不振の状態にある。」と批判する。²⁶⁾ 又森田孝中等教育課長は、新学制に対する国民の一般的な精神状況を「ドン底生活にあえいでいる今日の日本にとっては、やらずもがなの事業であるから、講和会議でも済んで占領政策が終ったら、又旧制に復するだろう。新学制の実施に余り熱をいれるのは考え方のだ。之が国民の大部分とはいわない迄も、一部分の抱いている感じのようである。」²⁷⁾ と推測している。かかる批判が、新学制における普通教育重視と職業教育の不振という問題認識を内在していたことに注目したい。かかる問題認識の妥当性の吟味は後章で究明することにし、ここでは新学制がかかる批判を内在したまま、十分な検討を経ることなく、実施されて行ったことを指摘して置きたい。その結果、実施過程においては、現実問題処理とのかかわりで、制度及び教科課程において日本の解釈が随所に行われることになる。勿論、かかる解決過程が問題解決の本質にせまるものでないことは言うまでもない。その

矛盾が「教育の機会均等」の保障という形での教育の大衆化現象の背後において、教育の頽廃現象を拡大させる原因となるのである。

第2節 高等学校と教科課程法制

工業高校制度の理想の実現は、前節で考察した通り、その制度規定及び制度運用の仕方に規制されると同時に、その教科課程の内実規定に深くかかわるものであった。本節では、従って工業高等学校の教科課程の内実を考察する前に、その教科課程が法制上如何に規制されたかを明らかにしておきたい。

ところで、工業高等学校の教科課程に関する法令はその制度規定と同様に、特に工業高等学校の教科課程だけを分離して規定しているわけではない。「学校教育法」は高等学校教育の目的を「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すこと」（第41条）とし、このため(1)「国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと」、(2)「個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること」、(3)「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること」（第42条）の3目標を規定した。かかる目的・目標を達成するための教科課程については、「学科及び教科に関する事項は、前2条（第41条及び第42条のこと、引用者注。）の規定に従い、監督庁が、これを定める。」（第43条）、「通信教育による教育に関する必要な事項は、監督庁が、これを定める。」（第45条）と規定した。そしてこの「監督庁」は「当分の間、これを文部大臣とする。」（第106条）と規定したのである。しかし、

かかる条項を根拠にして制定された「学校教育法施行規則」は、「高等学校の教科に関する事項は、学習指導要領による」(第57条) 「通信教育に関する事項は、別にこれを定める。」(第46条)と規定するに過ぎなかった。小学校及び中学校では具体的教科名が、同規則において規定されたのに対し、²⁸⁾高等学校についてはすべて「学習指導要領」によって提示されることになった。文部省はその後、昭和23年10月15日の同規則の改正(文部省令第18号)によって、新たに「この省令は、別に教育公務員の任免等に関する規定する法律並びに学校の教科、設備及び編成の基準について規定する法律が定められるまで、暫定的に効力を有するものとする。」(第81条の2)²⁹⁾と規定した。³⁰⁾つまり、文部省は昭和23年8月2日の「新制高等学校教科課程研究委員会」の答申³¹⁾を受けて、「学校の教科、設備及び編成の基準」に関する単独法の制定を考慮したのである。かかる単独法制定の文部省の意図は、昭和24年5月31日公布の「文部省設置法」(法律第146号)³²⁾においても伺うことができる。即ち、同法第5条第25号は、文部省の権限事項として、「小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園に関し、教育課程、教科用図書その他の教材、施設、編成、身体検査、保健衛生、学校給食及び教育職員の免許等についての最低基準に関する法令案を作成すること。」、同法附則第6項は「初等中等教育局においては、当分の間、学習指導要領を作成するものとする。但し、教育委員会において、学習指導要領を作成することを妨げるものではない。」³³⁾と規定したのである。

文部省はかかる条項を根拠規定にして、次

のような教科課程に関する法案を作成している。即ち、昭和24年2月3日付の「学校基準法案」と昭和24年12月4日付の「学校の教育課程及び編成の基準に関する法律案」である。両法案の違いは、前者が学校の教育課程、編成、施設及び設備までを規定しているのに対し、後者が教育課程及びその編成の基準だけを規定しているところにある。³⁴⁾両法案における高等学校の教科課程に関する条項を示すと、表II-1の通りである。³⁵⁾両法案はともに、次節で考察する「新制高等学校教科課程改正委員会」の答申から明らかな通り、その答申をそのまま法案化したものである。従って、両法案の差異は、(1)教科課程の領域について前者では「教科の指導」・「自由活動」・「生徒指導」と規定したのに対し、後者では「教科の学習」・「特別教育活動」・「その他生徒の心身の発達に有効な活動及び経験」と規定したこと、(2)教科・科目について、前者では必修科目的科目名を規定したのに対し、後者ではそれを規定しなかったこと、(3)単位について、前者だけが外国の教育機関等で取得した科目の単位換算を、又後者だけが通信教育で取得できる最大単位数を規定したことにあるに過ぎない。これ等以外はすべて字句上の差異である。

教科課程の基準に関する単独法制定のかかる意図は、しかし、その後制定公布をみると、行論で明らかにしてきた一連の規定にもかかわらず、工業高等学校の学習指導要領に関する限り、その提示は昭和26年7月30日の「高等学校学習指導要領工業科編(試案)」の発表まで待たなければならなかつた。その間、工業高等学校の教科課程の基準は、次節

表 II-1 高等学校教科課程法案

第4章 高等学校 第1節 教育課程		学校の教育課程及び基準に関する法律案（昭和24年12月4日）
第4章 高等学校 第1節 教育課程	第4章 高等学校 第1節 教育課程	
(教育課程)	(教育課程)	
第32条 高等学校の教育課程は、学校教育法41条及び42条の目的及び目標を達成するための教科の指導、自由活動及び生徒指導とする。	第19条 高等学校の教育課程は、学校教育法第41条(高等学校の目的)及び第42条(高等学校の教育目標)の目的及び目標を達成するため、学校の指導計画に基いて行われる教科の学習、特別教育活動その他生徒の心身の発達に有効な活動及び経験とする。	
註		
第3条第2項 教科の指導とは、教員が教科に関する児童の学習について行う指導をいう。	第19条第2項 自由活動とは、教員の指導の下に、生徒自らが行う研究相互の訓練運動その他の活動をいう。	(普通課程及び職業課程)
第19条第2項 生徒指導とは職業、学習、性格、健康その他生徒の学校内外の生活一般に関する教員の行う指導をいう。	第19条第3項 生徒指導とは職業、学習、性格、健康その他生徒の学校内外の生活一般に関する教員の行う指導をいう。	第20条 高等学校の通常の課程及び夜間又は特別の時期及び時間において授業を行う課程(以下定時制の課程といふ。)には、高等普通教育を主とする課程(以下普通課程といふ。)又は専門教育を主とする課程(以下職業課程といふ。)を置くものとする。
(普通課程及び職業課程)	(普通課程及び職業課程)	(教科)
第33条 高等学校においては、主として高等普通教育を施すことを目的とする課程(以下普通課程といふ。)又は主として特定の職業に関する専門教育を施すこととする課程(以下職業課程といふ。)を置くものとする。	第34条 高等学校の教科は、国語、社会、数学、理科、保健体育、芸能、家庭及び外國語、農業、工業、商業、水産、家庭技術その他職業に関する教科とする。	第21条 高等学校の教科は国語、社会、数学、理科、保健体育、芸能、家庭及び外國語、農業、商業、工業、水産、家庭技術その他高等学校においてその教育目標を達成するために必要と認められる教科とする。
2 前項の教科は、2以上の科目に分けるのを例とする。	2 科目の種類及びその指導の時間数については、第7号表に定めるものほか、職業に関する教科の科目及びその指導の時間数は文部大臣が定める。	2 科目(科目に分けない教科を含む。以下同様とする。)は、必修科目と選択科目とに分けるものとする。
註	職後教育資料には、この第7号表の部分は欠落	(科目)
第35条 高等学校の科目(科目に分けない教科を含む。この節中以下同じ。)は、必修科目と選択科目とに分つ。	第22条 前条の教科は二以上の科目に分けるのを例とする。	2 科目(科目に分けない教科を含む。以下同様とする。)は、必修科目と選択科目とに分けるものとする。
2 必修科目は左に掲げる科目とする。	一、国語、一般社会及び体育	

- 二、社会、数学及び理科のそれぞれの教科に属する科目（一般社会を除く。）のうちから、生徒の選ぶ各教科
- 三、職業課程を修めようとする者については、前二号のほかその職業に必要な科目
- 3 選択科目は、前項の科目以外の科目とする。

（科目の種類及び授業時間数）

第37条 科目の種類及び科目の指導の時間数は、第7号表による。
註 第37条は削除、上記第34条第3項に訂正付加される。

（単位）

第39条 高等学校においては、生徒が科目を履修した場合には、これに単位を与えるものとする。
2 科目の単位数は、35時間の授業を行う科目を1単位として、算出する。この場合において、35時間に満たない端数は切り捨てるものとする。

第40条 校長は、生徒が外国の教育機関その他において高等学校で単位を修得したのと同等又はそれ以上の学力を得たと認めるとときは、これに適当な単位を与えることができる。

（卒業）

第41条 校長は左に掲げる単位を含む85単位以上を修得し、高等学校の教育課程を修了したと認めた生徒に対し、卒業証書を授与しなければならない。

- 一、（第35条第2項第1号に掲げる科目のうち）国語及び体育につき各9単位、一般社会につき5単位
二、第35条第2項第2号に掲げる科目につき各5単位
三、職業課程の修了を認められる者については、前二号のほか、第35条第2項第3号に規定する科目につき合計30単位

- 3 各教科に属する科目及び必修科目の種類は、所轄庁が定める。

（教科の学習及び特別教育活動の時間数）

第23条 高等学校において教科の学習及び特別教育活動に充てる時間数は、毎週1,050単位時間以上とする。但し、定時制の課程においては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、高等学校の通信による教育を行う課程（以下通信教育の課程といふ。）には適用しない。

（単位）

第24条 高等学校においては一科目についての35単位時間の課程（通信教育の課程についてはこれに相当する課程）の履修を一単位とする。

- 2 生徒が各科目につき修得すべき単位数は、所轄庁が定める。

（通信教育の課程における生徒が修得することのできる単位数）

第25条 前条の規定にかかわらず、通信教育の課程において生徒の修得することのできる単位数は、30単位までとし、単位を修得することのできる科目の種類その他必要な事項は、その特殊性を考慮して、所轄庁が定める。

（準用規定）

第27条 第3条第2項、第6条、第12条第2項及び第14条第2項の規定は、高等学校に準用する。但し、通信教育の課程においては、第6条の規定は準用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、修業年限が3年をこえる定時制の課程においては、4月1日以後まる6月の学年又は10月1日に始まる1年若くは6月の学年を設けることができる。

註

第 3 条第 2 項 教科の学習は、教員の指導の下に、教科について行われる児童の学習とする。

第 6 条 小学校の学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 12 条第 2 項 特別教育活動は教員の指導の下に、生徒が行う研究、運動、趣味又は娛樂のための活動及び社会的、公民的な活動とする。

第 14 条第 2 項 該当条項なし。

(入学、転学、休学及び退学)

第 42 条 高等学校においては、生徒の入学、転学、休学及び退学は、校長が許可する

(懲戒による退学)

第 43 条 懲戒による退学は左の各号の一に該当する者に限り、校長が行う。

- 一、性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二、学力劣等で改善の見込がないと認められる者
- 三、学校の秩序を乱し正常な教育活動を妨げる者
- 四、正常な理由がなくて出席常でない者
- 五、学則に逆わない者

(準用規定)

第 44 条 第 6 条及び第 7 条の規定は高等学校に準用する。

註

第 6 条 教育課程及びその取扱いに関する事項は、文部大臣が定める学習指導要領に基づいて、地方の実情と学校の特殊性とを考慮して定めなければならない。

第 7 条 小学校の学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

で考察する通り、通牒の形で提示されることになるのである。ちなみに、学校教育法体制下の以上のような教科課程法制を捉えて、安藤堯雄氏は「まったく職業的色彩をみることができない。³⁶⁾と指摘し、「新教育、新学校教育の目標の規定の不十分さは、職業教育の不振の原因をなしている。³⁷⁾と述べている。

ところで、工業高等学校の教科課程は先に言及した「新制高等学校教科課程改正委員会」の他、昭和24年7月5日の「職業教育及び職業指導審議会令」(政令第242号)に基づき設置された「職業教育及び職業指導審議会」(以下、職教審と言う)においても論議されている。この職教審は、その沿革をたどれば、昭和21年の「職業教育並に職業指導委員会」(以下、職教委と云う。)にまでさかのぼることができる。「職業教育並職業指導委員会概要」³⁸⁾によれば、この職教委の設置趣旨は「勤労者」の「教育及指導の方向は国内状勢の推移に伴い、理念的にも実践的にも新たなる研究審議が必要」との認識に基づき、「文部省・厚生省は共管で官民有識者よりなるこの委員会を設置した」と述べている。職教委は昭和21年11月11日に第1回設立準備協議会を開催し、その後2回の会議を開いた後、職教委設置の計画案を作成している。³⁹⁾ この計画案は文部・厚生両大臣の裁決とCIEの承認を経て、昭和22年1月21日に職教委第1回総会を開催している。⁴⁰⁾

職教委は淡路委員長の外、委員44名から構成され、その委員構成は先の教刷委に比べ、各界の代表から構成されている。⁴¹⁾ その審議のために、職教委は次のような専門部会、特別委員会、小委員会を設置している。即ち、専門部会として第一部会(一般問題)、第二部

会(学校における職業教育)、第三部会(工場事業場に於ける職業教育)、第四部会(職業補導)、第五部会(職業指導)、第六部会(低格者の職業教育)を、又特別委員会として人材養成計画特別委員会、職業教育行政機構確立特別委員会を、小委員会として職業教育用語統一委員会、職業教育解説書編纂小委員会である。⁴²⁾ 職教委はこれ等委員会の審議の後、総会の決議を経て、文部・厚生両大臣に意見具申をしたのである。

この設置経過から明らかに、職教委は法制上では文部・厚生大臣の正式の諮問機関ではなかった。しかし、その後昭和24年7月の「職業教育及び職業指導審議会令」によって、「職業教育に関する事項」及び「学校が行う職業指導に関する事項」を審議する文部大臣の諮問機関として再発足するのである。この職教審は、その後さらに昭和25年4月18日公布の「教育課程審議会令」(政令第86号)によって、「教育課程審議会」の中で「職業教育の振興及び学校の行う職業指導に関する事項」を専門的に審議する「職業教育及び職業指導分科審議会」に改組される。

かかる職教委又は職教審が表明した意見具申又は決議一覧を示すと、表II-2の通りである。⁴³⁾ その意見具申及び決議が制度改革にきわめて傾斜したものであることがわかる。これ等意見具申及び決議の中で工業高等学校の教科課程に関するものは、昭和25年3月31日の文部大臣宛意見具申、「職業高等学校及び高等学校職業課程の改善振興対策について」だけである。それによれば、工業高等学校は「将来各職場において生産を直接担当する中堅の技術工員を養成するものであるが、その素質如何は工業の消長に極めて重大な関

表II-2 職教委及び職教審の意見具申、決議一覧

職 教 委	昭和22年4月	職業指導員並びに相談員の養成計画（意見具申）
	昭和22年6月	職業教育並に職業指導行政機構の刷新拡充計画（意見具申）
	昭和22年7月	新制中学校の職業科について（意見具申）
		新制中学校および高等学校職業指導教員並びに相談員の養成計画（意見具申）
		各種工業に於ける見習工教育計画基準案（意見具申）
職 教 審	昭和24年11月28日	高等学校総合問題に関する決議
	昭和25年3月31日	職業高等学校及び高等学校職業課程の改善振興対策について（意見具申）
	昭和25年9月2日	大学入学試験について（要望）
	昭和25年11月27日	職業指導教諭設置について（意見具申）

係をもつものである。然るに工業教育の現状を顧みる時、なおその実際的な効果を挙げる上に遺憾が少くない。⁴³⁾と指摘し、このための教科課程改革を次のように意見具申している。

二. 教育内容

1. 工業高等学校が職業課程の本質に徹底すること。

(1) 工業高等学校は将来中堅技術工員るべきものを対象として職業的に役に立つ人の教育に徹すること。

(2) 今後の技術工員は技術上以外においても高度の一般的教養を要することは職場における社会関係が実証している。その一般的教養は観念的に羅列された知識ではなく、職業学科を中心

として有機的に展開される教育によってなさるべきこと。

(3) 一般教科の内容を職業教科と十分に関連を保たせ、職業教育の見地より取扱い得るみちを開くこと。

(4) 職業学科の主目的に關係ある教養課程を実地応用の見地から可能なかぎり職業学科の基礎並びに手段の学科である性格を明らかならしめること。

(5) 主要産業における職業分析を基礎として、教科の内容が決定されるべきこと。即ち、一般に工業教育が実地と遊離しているから教科内容を卒業生を需要する産業別の職業の実状に適合せしめ、産業企業の標準化した職階制を前提として企業内の労働者訓練と学校教育との協力を一層促進

すること。

(6)教科内容並びに人事管理、労働法規に関する知識、実践を取り入れること。

(7)安全並びに衛生に関する教育を徹底すること。

(8)中学校においては勿論、工業高等学校低学年の職業指導を強化して徒らに普通課程に走る弊を打破すること。

註

本項は必ずしも上級進学者の道を妨げるものでなく本項と併行して別に考慮されること。

2.定時制工業高等学校の増設拡充を勧奨すること。

(1)産業経営内労働者の再訓練、補習教育に資するための工業高等学校の別科の増設を図ること。

(2)通信教育方式も考慮されること。

(3)これらに即応して検定制度を設けること。

全日制の学校教育のみならず、定時制、別科の拡充により経営内における労働者の訓練を助力すること、(中小企業におけるごとく企業内に訓練制度を有しないものにあっては特に必要である。)こと、一定の課程を終了したものに対し検定等により資格を与えること。その資格を経営内においても使用者が尊重し、その労働者の昇進の道をひらくこと。

3.卒業生の就職後の補導を十分に行うこと。

4.実習実験の内容、方法の充実改善をはかること。

(1)産業界、各種試験場との密接な連絡

により、実習の内容、方法等についても実状と遊離しないように努めるここと。

(2)実習教育は単なる経験的技術の習得ではなく科学的に理解されなければならない。その為には実習を職業学科、一般教科との関連性とその裏付けを明確にすること。

(3)実習時間の増加とその効率的利用

(4)実習が教育のために行われるという明確な目的を有することからして労働基準法の主旨に副った学校学習基準の如きものを設定すること。

労働基準法の準用をうけるとするならば賃金の各条の適用は、实际上不可能であり、実習を廃止せしめる結果となるから、実習による生産的収入の使途を制限し、経理を外部の会計監査に附することにする等条件を明かにして教育の目的に即応する基準を設定すること。

「二. 教育内容」に関する意見具申の内、教科課程改革に直接関連する提言は、1と4である。そこで基本的な改革意図は、次節で言及する「第二次教科課程」の批判に立て、工業高等学校の教科課程を「職業課程の本質に徹底すること。」に立つて、「第二次教科課程」を、「職業的に役に立つ人の教育」・「将来中堅技術工員たるべきもの」の養成という視座から、再編成すべきことを主張するのである。このために、(1)一般教科を一般教養の側面よりも、専門学科の手段乃至基礎として捉えるべきこと、(2)専門学科の教科内容の具体的な決定に当っては、

現実と遊離しないため、職業分析の手法によって決定すべきこと、(3)実習時間を増加し、実習内容を産業界の現実にマッチさせること等を提言した。

職教審のかかる教科課程改革の提言は、如何なる意味を持つものであろうか。原理的にみれば、工業高等学校が他の高等学校、特に普通高等学校から分離独立することを提言するものであり、又「中堅技術工具」養成という目的の下に自己完結的学校となることを提言するものである。かかる教科課程改革の精神は、一見、新学制下の制度理念であった各段階の教育はそれ自体において「完成教育」であると言う、いわば「非連続性」の理念を、工業高等学校の教科課程の中に具体化しようとするかのように見えるものである。しかし、かかる提言は、意見具申の「役に立つ人の教育」の表現から明らかに、実際にはむしろ産業界との「連続性」とのかかわりで生れたものであった。換言すれば、その提言は産業界との「連続性」とのかかわりで、工業高等学校が普通高等学校あるいは大学と「非連続性」を持つことを主張するのである。かかる提言は、工業高等学校教育の本質的な問題解決にせまるものでない。と云うのは、工業高等学校教育が個々の生徒にとって人間形成の重みを持ち得るためには、それが普通高等学校・大学からも、又産業界からも「非連続性」を実質的に保障され得る時、はじめて可能となるからである。

とまれ、職教審のかかる意見具申が次節で言及する「第二次教科課程」の実施後間もなく、それを批判する形で表明されたことに注目したい。⁴⁶⁾ この種の批判は高等学校制度の発足直後においても見られたものであり、そ

れは第二部第二章で考察する昭和24年の教育刷新審議会第30回建議と質的にきわめて類似したものであった。

第3節 工業高等学校の第一次教科課程と第二次教科課程

工業高等学校の教科課程は、本論文の主題の時期において、三次に亘り改訂されている。第一次教科課程は、昭和22年4月7日の「新制高等学校の教科課程に関する件」(発学第156号、以下、「発学第156号」と云う)及び同年12月27日の「新制高等学校実施準備に関する件」(発学第534号、以下「発学第534号」と云う)に基づくものである。その第二次教科課程は、昭和23年10月11日の「新制高等学校教科課程の改正について」(発学第448号、以下「発学第448号」と云う)及び昭和24年1月10日の「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」(発学第10号、以下「発学第10号」と云う)に基づくものである。その第三次教科課程は、昭和26年7月30日発行の「高等学校学習指導要領工業科編(試案)」に基づくものである。

第二次教科課程と第三次教科課程とは、各教科科目の取り扱いはともあれ、基本的にはほぼ同様であるので、ここでは第一次教科課程と第二次教科課程の比較検討に力点を置くこととする。なお、これ等教科課程の内実を分析するに当っては、その作成過程をも含めて考察することにしたい。

「発学第156号」によれば、第一次教科課程は「昭和22年度より中等学校の上級学年、即ち将来高等学校に該当することになる者」に適用することを意図した教科課程であ

る。つまり、高等学校制度が昭和23年4月より実施されるので、移行措置として昭和22年度の中等学校（旧制）の上級学年に適用しようとする教科課程であった。かかる教科課程の編成作業の沿革を辿れば、第一章で言及した昭和21年にCIEの指導の下に設置された「教科課程改正準備委員会」にまで溯ることができる。文部省は教科課程改革に関するかかる動向を踏え、昭和22年2月17日の「新学校制度実施準備ニ関スル件」（発学第63号）において、各地方長官に「高等学校の教科課程の規準は別途に発表されるが、この教科課程は、実質的には昭和22年度より中等学校の上級学年、即ち将来高等学校に該当することになる者に対して適当に応用されことになる。」⁴⁷⁾と通牒した。かかる通牒は、しかし、この第一次教科課程が問題なく編成されたことを意味するものではない。と云うのは、当時においては高等学校制度自体が未だ具体的なイメージを持ちえなかつたし、又その教科課程編成をめぐるCIEとの交渉はきわめて骨の折れることであったからである。例えば、教刷委は昭和22年3月28日の「新制高等学校の程度に関すること」（第29回総会採択）において、「その程度はおよそ現在の高等専門学校の程度を基準とすること」とし、又「新制高等学校の教員資格について」（第29回総会採択）において、「新制高等学校の教員は現在の高等専門学校の教員資格を有する者を原則とすること」を採択している。⁴⁸⁾高等学校制度に対する教刷委のかかる捉え方は、第一章で言及した文部省の「案内」のそれとは著しい対照を示しているのである。

又教科課程編成作業に伴なうCIEとの交

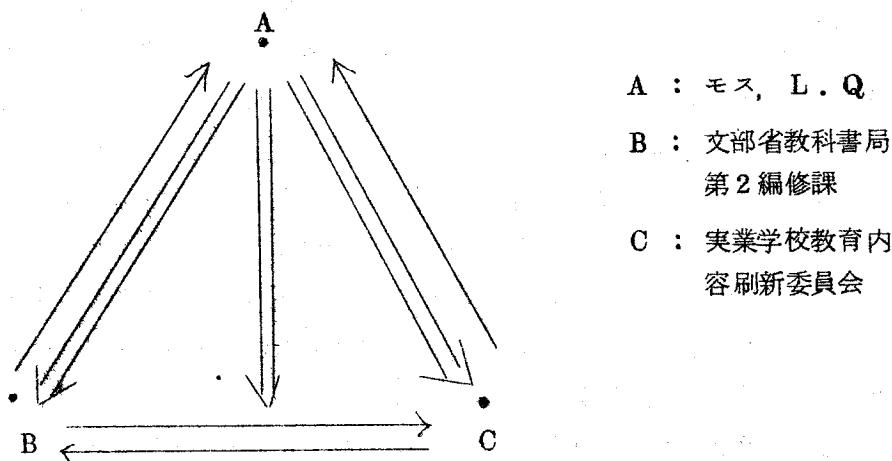
渉の労苦を、当時それに関与した長谷川淳氏は、次のように回想している。⁴⁹⁾「昭和21年に最初に着任した職業教育の担当は、ルイス・Q・モスという軍人であった。彼は日本人に対して大へんきびしいだけでなく、同僚に対しても冷い野心家であった。戦後日本の職業教育・技術教育の改革について日本人と対談し談合することは殆んどなかった。われわれに改革案を出させ、気に入れば承認するが、気に入らなければ何回でも案のねり直しを命じ、最後には『この通りやれ』と向う側の案、すなわち自国の職業教育のパターンを提示する。かくして、中学校の職業科や高等学校工業科のカリキュラムが作られた。」と。

かかる一般的の状況の下において、第一次教科課程は厚沢留次郎文部事務官の表現によれば、「文部省では、昭和23年度新制高等学校発足を前にして、教育課程の改善刷新について、実業教育振興中央会⁵⁰⁾にはかった。同会では『実業学校教育内容刷新委員会』を組織し、CIEのモス（L.Q.Moss）の指導のもとに、教育課程を研究討議したのであった。そしてその結果を、昭和22年4月7日付の『新制高等学校の教科課程に関する件』（発学第156号）通牒として発表したのである。」⁵¹⁾の経過を経、作成されるのである。つまり、第1次教科課程は図II-1のような関係において作成されていったのである。

AとB、AとCとの関係は長谷川氏の回想によれば、Aの意向が絶対的なものであったことを伺わせる。そしてAの支配はBとCとの関係にまで及んでいたのである。BはCとの関係において、厚沢氏の指摘によれば、あまり主体性を發揮したとは思われない。⁵²⁾

文部省はかかるA及びCとの交渉を踏えて、

図II-1 第一次教科課程編成主体



昭和22年(月日不詳)には工業高等学校の14学科について、「実業学校教科課程案」(Vocational School Curricula Draft)を作成している。⁵²⁾このDraftの主査は次の通りである。⁵³⁾ 機械科—佐藤孝次(東京都立北豊島工業学校長), 造船科—川原吾郎(横浜工専教授), 電気科及び電気通信科—山本勇(東工大教授), 工業化学科—亀山直人(東京帝下教授)・富山保(横浜工専校長), 紡織科及び色染科—菱山衡平(都立化学工専校長), 建築科—小林政一(東工大教授), 土木科—本間仁(東京帝大教授), 採鉱科—小川芳樹(東京帝大教授), 冶金科—佐野秀之助(東京帝大教授), 金属工業科—山内弘(早大教授), 金属工芸科—遠藤武(都立工芸学校教諭), 木材工芸科—杉浦(都立工芸学校教諭)である。

これ等各氏を主査として編成された教科課程(文部省原案)の内で、「機械教科課程」(Machine Course Curriculum)を示すと、表II-3の通りである。⁵⁴⁾この原案はモスの修正を経て、表II-4のような第一次

教科課程⁵⁵⁾が作成されるのである。

ところで、かかる過程を経て編成された第一次教科課程は、どのように評価し得るであろうか。この疑問を、(1)他の高等学校、特に普通高等学校の教科課程、(2)旧制度下の工業学校の教科課程との比較によって、明らかにしたい。まず最初に前者の問題についてであるが、「発学第156号」は、周知の通り、高等学校の教科課程を「高等普通教育を主とする高等学校の教科課程」と「実業を主とする高等学校の教科課程」に分けて規定する。⁵⁶⁾表II-4に示した第一次教科課程は、後者に属するものである。前者はいわゆる普通高等学校の教科課程であるが、それを示すと表II-5⁵⁷⁾の通りである。表II-4と表II-5との比較によって、工業科と普通科の教科課程の差異を示すと、次の通りである。即ち、(1)普通教科の必修単位が前者の23単位(単位に換算の場合)⁵⁹⁾に対し後者の38単位であること、(2)選択教科制が前者ではきわめて狭少であるのに対し、後者では確立していること、(3)週当たり授業時数が前者では後者に比し

多いこと、(4)教科当たりの毎週授業時数が前者では後者に比し少ないこと、特に関係教科においてこのことが顕著であることである。

これ等の差異は工業高等学校と普通高等学校の教科課程の共通性の欠陥を示すものである。換言すれば、両教科課程には、高等学校としての統一的な教科課程編成原理を見い出し得ないのである。従って、これ等教科課程は「高等学校の教科課程といつても中学校と実業学校的別をほうふつさせる」⁶⁰⁾結果となっている。その原因は奈辺にあるのであろうか。それは高等学校の目的規定の多様性あるいは抽象性に起因するのではなく、むしろ、これ等両教科課程の編成が分離独立して行なわれたことにあると指摘できる。例えば、第一次教科課程の編成は、すでに言及した通り、普通高等学校の教科課程のそれとは独立して、職工あがりの軍人、モスと「実業教育振興中央会」とによって実質的に決定をみたことからも明らかであろう。この結果、工業高等学校はかかる第一次教科課程の決定により、比喩的に言えば、「新しい皮袋」(高等学校制度)に「古い酒」(教科課程)の体制の下にスタートしたのである。従って、工業高等学校は実施過程において、早晚その矛盾が意識され、「皮袋」あるいは「古い酒」の検討を余儀なくされるのである。

ところで、この「古い酒」(第一次教科課程)は、どのような原料によって譲成されているであろうか。この疑問の解明は第2の問題を明らかにすることである。第一次教科課程は、表II-4の通り、「必修教科」、「選択教科」、「自由研究」の三領域から構成される。⁶¹⁾そしてこの内、「必修教科」領域は「実習」、「関係教科」、「普通教科」、又

「選択教科」領域は「関係教科」、「普通教科」から構成されることになっていた。その教科課程は「必修教科」の配列から明らかな通り、「実習」を中心とするコア・カリキュラム原理によって編成されている。従って、第一次教科課程は、その教科課程編成原理に関する限りでは、戦後の教科課程改革の原則に一見即応したものであるかのように見える。しかし、のことから第一次教科課程が工業学校の教科課程を抜本的に改革したと捉えることは、必ずしも妥当ではない。

表II-6は、教科別授業時間数をメルク・マールにして、工業学校の教科課程、文部省原案の教科課程、第一次教科課程を比較したものである。この表によれば、第一次教科課程が工業学校の教科課程ときわめて類似していることを示している。と云うのは、両教科課程とも(1)実習・製図、関係教科の比重がきわめて高く、専門教育重視型であること、(2)選択教科の比重が低く、その教科課程が硬直していることを指摘できるからである。より正確に云えば、第一次教科課程は、工業学校の教科課程よりも、より一層専門教育重視型であり、教科課程の硬直性が一層促進されたとさえ云い得るものであった。長谷川淳氏はその直接的な原因を、「航空機科を廃止した以外は、従来の戦前の学科(コース)をそのままに存置し、それら各学科についてはアメリカ職業高等学校(ヴォケーション・ハイスクール)に範をとって教科課程の改正が行なわれた」⁶²⁾ためであると指摘している。かかる第一次教科課程の実施が、旧制度下の工業教育に一層類似した形で行なわれることになるのは、想像に難くない。長谷川氏は、その実情を「このようにして作られた教科課程

表II-3 Machine Course Curriculum (機械教科課程)

学	年	Grade
I Shop Practice 實習		
1. Wood Work 木工作業		
2. Casting 鑄造作業		
3. Forging 火造作業		
4. Machining 工作機械作業		
5. Finishing & Fitting 仕上作業		
II Related Subjects 関係科目		
1. Machine Shop Practice 機械工作		
2. Materials 材料		
3. Mechanical Drawing 製図		
4. Elements of Machine Design 機械設計		
5. Power Plant Equipment 原動機		
6. Electricity 電気		
7. Mathematics 数学		
8. Physics & Chemistry 物理及び化学		
9. Factory Management 工場経営		
10. Applied Mechanics(optional) 応用力(選択)		
11. Miscellaneous Machines (optional) 各種機械(選択)		
III General Subjects 一般科目		
1. Social Studies 社会科		
2. Japanese Language 国語		
3. Physical Education 保健体育		
4. English Language (optional) 英語(選択)		
5. Advanced Course of Mathematics (optional) 数学特講(選択)		
IV Free Study		
Total 計		

備考：選択科目及び自由研究については、学年及び時数は校長之を定める。最高学年に於て

Remark : Grades and hours of optional subjects and free study are
in the actual factory can be given for 4 months during

单 位			時 間		
10	11	12	10	11	12
0	3—4	0	0	105—140	0
2—3	3—4	0	70—105	105—140	0
2—3	5—8	0	70—105	175—280	0
3—5	0	9—12	105—175	0	315—420
2—3	0	4—16	70—105	0	140—560
9—14	11—16	13—28	315—490	385—560	455—980
2	2	1	70	70	35
1	1	0	35	35	0
3	3	3	105	105	105
4	2	0	140	70	0
2	2	0	70	70	0
0	2	0	0	70	0
4	2	2	140	70	0
2	2	2	70	70	70
0	0	2	0	0	70
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
18	16	10	630	560	350
2	2	2	70	70	70
2	2	2	70	70	70
1	1	1	35	35	35
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5	5	5	175	175	175
—	—	—	—	—	—
34—39	34—39	34—39	1190—1365	1190—1365	1190—1365

4ヶ月間の現業実習を課すことができる。

to be definited by principal. Shop-practice
the highest grades.

表II-4 高等学校機械科の教科課程

教科	総 時 数	学 年		
		1	2	3
必修教科	実習	1,050 <29.41>	280(8)	315(9)
	機械工作	175 < 4.90 >	70(2)	70(2)
	材料	70 < 1.96 >	35(1)	30(1)
	製図	315 < 8.82 >	105(3)	105(3)
	機械設計	210 < 5.88 >	105(3)	105(3)
	原動機	140 < 3.92 >		70(2)
	電気	70 < 1.96 >		70(2)
	数学	280 < 7.84 >	140(4)	105(3)
	物理及化学	210 < 5.88 >	70(2)	70(2)
	工業概設	35 < 0.98 >		35(1)
	工場経営	70 < 1.96 >		70(2)
	小計	1,575 < 44.12 >		
	国語	315 < 8.82 >	105(3)	105(3)
	社会	175 < 4.90 >	175(5)	
	体育	315 < 8.82 >	105(3)	105(3)
	小計	805 < 22.55 >		
	必修教科計	3,430 < 96.08 >	1,190(34)	
選択教科	応用力学			
	各種機械	140 < 3.92 >	35(1)	35(1)
	家庭	()	()	()
	普通教科	655	175(5)	210(6)
	小計			280(8)
自由研究				
合 計		3570~4095	1225(35)~ 1365(39)	1190(34)~ 1365(39)
				1155(33)~ 1365(39)

備考 1. ()内の数字は1年を35週とみた場合の週当たり時間数
 2. 総時間数の< >内数字は、3570を100とするパーセント

表II-5 高等学校普通科の教科課程

		総 時 数	学 年		
			1	2	3
必修 教科	国 語	315	105(3)	105(3)	105(3)
	社 会	175	175(5)		
	体 育	315	105(3)	105(3)	105(3)
	小 計	805	385(11)	210(6)	210(6)
選 択 教 科	国 語	210	70(2)	70(2)	70(2)
	書 道	210	70(2)	70(2)	70(2)
	漢 文	210	70(2)	70(2)	70(2)
	東 洋 史	210			175(5)
社会	西 洋 史	175			175(5)
	人 文 地 理	175			175(5)
	時 事 問 題	175			175(5)
数学 理 科	解 析 学(1)	175		175(5)	
	幾 何 学	175		175(5)	
	解 析 学(2)	175		175(5)	
	物 理	175		175(5)	
	化 学	175		175(5)	
	生 物	175		175(5)	
	地 学	175		175(5)	
外 國 語	音 楽	210	70(2)	70(2)	70(2)
	図 画	210	70(2)	70(2)	70(2)
	工 作	210	70(2)	70(2)	70(2)
	外 国 語	525	175(5)	175(5)	175(5)
実 業	農 業				
	工 業				
科	商 業	1,400	350(10)	350(10)	525(15)
	水 産				
合 計	家 庭				
		3150～ 3570	1050(30)～ 1190(34)	1050(30)～ 1190(34)	1050(30)～ 1190(34)

備考 1. 社会・数学・理科は、それぞれの内一科目は選択必修
 2. 学年別欄の()内の数字は1年を35週とみた場合の週当たり時間数

表II-6 工業学校又は工業高等学校機械科の教科課程比較

教科	① 昭和18年の教科課程				② 昭和22年の文部省原案					
	総時数	学年			総時数	学年				
		1	2	3		1	2	3		
必修教科	実習・製図 (19.51)	24	8	8	8	42~67 (41.18)	12~17	14~19	16~31	
	関係教科 (38.21)	47	13	16	18	36 (35.29)	15	14	7	
	普通教科 (26.02)	32	12	11	9	15 (14.71)	5	5	5	
	小計	103 (83.74)				93 (91.18)				
選択教科		9 (7.32)	3	3	3	(8.82)				
その他		11 (8.94)	5	3	3					
合計		123 (100.00)	41	41	41	102~117 (100.00)	34~39	34~39	34~39	

備考 1. ①は国民学校高等科修了を入学資格とする工業学校。

2. ①の関係教科は実業科、理数科の教科目を、普通教科は国民科、体練科を、選択教科は増
3. ②の選択教科は、特に指定されなかったので、総時数から換算したパーセントだけを示す。
4. 各学年の数字は、週当り授業時数を示している。

では、実習と学課は截然と区別され、実習は学課と無関係に実習教師（これはアメリカの場合のショップ・ティーチャーと同じものではなく、いわば実習助手または作業員ともいうべきものである。）にまかされて徒弟教育的に行われ、学課は教科の教師が担当しその学課のアカデミックである点をほこりとしていた。さらにまた普通教科の内容は、普通高校のそれとは全く別個に、工業学校向きに編成されていた。実習を特に重視して主要な教科として特設した以外は、各学科（コース）の内容が画一的であり、伝統的な教科がそのまま引きつがれている点では戦前のものとあ

まり相違はない。⁶³⁾と指摘している。

以上、工業学校の教科課程との比較で、第一次教科課程のはらむ問題の所在を明らかにしてきた。なお、この教科課程は、「発学第156号）によって「定時制の課程における教科課程の扱い方については追って示すこととする。」⁶³⁾とされたので、定時制工業高等学校には適用されなかった。従って、定時制課程は昭和22年12月27日の「発学第534号」による暫定的な教科課程の例示まで、待たなければならなかった。

それによれば、⁶⁴⁾定時制工業高等学校の教科課程は、「実習」に20~24、「関係必

③ 第 1 次 教 科 課 程

総時数	学 年		
	1	2	3
39 (38.24)	11	12	16
36 (35.29)	12	15	9
23 (22.55)	11	6	6
89 (96.08)			
4~19 (3.92)	1~5	1~6	2~8
102~117 (100.00)	35~39	34~39	33~39

課時数を、その他は芸能科、修練を換算する。

修教科及び選択教科」に23~27、「普通必修教科」に38単位、計85単位以上から構成することになっていた。⁶⁵⁾ そしてその教科課程編成に当っては、(1)「普通必修教科」38単位の中に、国語9、社会10、体育9、数学5、理科5単位を含んでいること、(2)「関係必修教科及び選択教科」23~27単位の内、「関係必修教科」に80%以上を充当すること、(3)「選択教科」は普通教科又は家庭科の教科目の中から選択すること、(4)「関係必修教科」の教科目は上記第一次教科課程のそれに同じこと、(5)「普通必修教科」の数学及び理科は実業に関係のある科目を選ぶこ

と、(6)学校の指導監督を条件に職場での現場作業を実習単位の7割まで認めることを注記している。この教科課程は、上記で言及してきた全日制の第一次教科課程に比べ、明らかにその編成原理を異にしていることが理解できる。又教科内容においても、第一次教科課程の専門教育重視型に対し、普通教育重視型になっている。

工業高等学校の教科課程にみられる全日制と定時制とのかかる差異は、奈辺に起因するのであろうか。それは制度形態の違いに起因するのであろうか。昭和22年に文部省より都道府県知事宛に配布された「手引」は、定時制高等学校を次のように構想する。即ち、この制度は「わが国にこれまでなかった全く新しい観点に立つ教育制度として、新学校制度の中でも、特に重要な意義をもつものである。」とし、そのレゾン・デートルを「一に教育の機会均等にある。」と指摘する。⁶⁶⁾ 従つて、定時制高等学校を「全日制の課程へ進まない者は、すべてこれを定時制の課程に進学させることができ望ましい。」⁶⁷⁾ と位置づけ、このために定時制高等学校には特に分校制度の採用を奨励したのである。⁶⁸⁾

定時制高等学校の non-selective school化あるいは準義務化の構想は、しかし、旧制度の青年学校に、それを連続させる意図があったわけではない。「手引」は「青年学校と定時制課程との間には何の関係もない。」⁶⁹⁾ 「青年学校の性格をうけついではならない。」⁷⁰⁾ と述べ、その意図のないことを表明している。むしろ、「定時制課程の教科課程は、通常の課程の教科課程と、原則として、同じでなければならない。」⁷¹⁾ の指摘から明らかな通り、全日制高等学校との同一性が

強く意識されていた。ただ、勤労青少年の教育機関であることの性格から、高等学校資格取得希望者の標準的修業年限が、「年に少なくとも500時間程度の授業をうけ、6年間まで卒業するのがよいと思われる。」⁷²⁾「全部の生徒が卒業する必要はないこと」⁷³⁾そして「一度修めた単位は、何時でも有効であって、何時でもそれに加えて別の単位がとれる」⁷⁴⁾こと等の便宜がはかられたのである。修業年限あるいは単位取得方法における、かかるダイナミズムは全日制課程にみられない特徴である。しかし、このことは上記教科課程の指摘からも明らかに通り、その教育が全日制と異質なものとして捉えられたわけではない。むしろ、定時制高等学校の設置に当つては、「基準に合ったほんとうに新制高等学校の名に値するものだけを始めから作るよう、あらゆる努力をはらうことが何よりも大切なことである。」⁷⁵⁾と述べ、その同質性を強調している。定時制高等学校に関する文部省のかかる構想は、その後教刷委の審議において、「教育の機会均等」の実質的保障をめぐり、一大論争を惹起することになる。その内容については、しかしちくの「技能連携制度」化論において考察する。

以上の通り、定時制高校に関する文部省構想及びその制度規定から、全日制の教科課程と定時制のそれとの差異の原因を見い出すことはできない。従つて、その原因是定時制課程の教科課程編成の扱い手の違いに求められるのである。つまり、第一次教科課程編成の扱い手が、モス及び実業教育振興中央会であったのに対し、定時制工業高等学校の教科課程編成のそれは、当時戦後学制改革の方向を明確に意識していた文部官僚であったと主張

したいのである。第一次教科課程は、普通高等学校の教科課程とも、又定時制工業高等学校のそれとも何等の統一原理もなく、昭和22年度から実施されるのである。⁷⁷⁾かかる第一次教科課程の実施が統一的な高等学校教育と云う教育理念から、早晚再検討を受けることは必然であった。

文部省は、このために第一次教科課程の実施後間もない、昭和23年4月に「新制高等学校教科課程研究委員会」を設置する。同委員会の委員には高等学校関係各団体代表校長、教員、専門家が任命されたが、しかし、特に「実業関係の人々が多く選ばれた」⁷⁸⁾のである。このことから、同委員会の教科課程改革の方向が、第一次教科課程の矛盾を如何にアウフ・ヘーベンするかにあったかを伺うことができる。審議に当り、同委員会は総会と農・工・商・水産・家庭の各分科審議会を組織し、これら総会及び分科審議会の審議に基き、昭和23年8月2日に、児玉省委員長より森戸辰男文部大臣に、「新制高等学校教科課程改正案」を答申したのである。答申は「要綱案」と「基準案」の二部から構成されている。前者はその法律化を意図するものであり、すでに言及した文部省作成の「学校基準法案」及び「学校の教育課程及び編成の基準に関する法律案」は、この「要綱案」に基づき作成されたものである。その内容は次の通りである。⁷⁹⁾

要綱案

第1. 高等学校の教科の基準は、国語、社会、数学、理科、体育、芸能、外国語及び家庭に関する教科並びに農業、工業、商業、水産その他の職業に関する教科と

すること。

第2. 国語、社会、数学、理科及び体育に関する教科は、高等学校のすべての生徒がこれを履修しなければならないこと。

第3. 高等学校には、将来同じ進路に進もうとする生徒の教育上の必要を満たすために、一以上の職業課程を置くことができること。

第4. 職業課程においては、その目的に応じて、その生徒に、第9に示すものほか、必要な教科を必修させることができること。

職業課程の基準は、文部大臣がこれを定めること。

第5. 高等学校には、生徒が自由に選択することのできる相当数の教科を置かなければならないこと。

第6. 高等学校で履修した教科は、単位をもって計算すること。

第7. 単位の計算方法は、週当り1時間の授業を35週行う教科を履修した場合に一単位を履修したものとすること。

第8. 高等学校は、85単位を修得した生徒に対しその全課程の修了を認めなければならないこと。

第9. 85単位の中には、第2に示した必修すべき教科の単位数を左の通り含まなければならないこと。

国語9. 社会10. 数学5. 理科5. 体育9. 計38単位

社会に関する教科10単位には一般社会の5単位を含まなければならないこと。

第10. 高等学校の教科及び単位は、高等学校教科課程表の基準によること。

同表のうち職業科に関する教科の基準は、

文部大臣が定めること。

第11. 高等学校は毎学年1050時間乃至1190時間の授業を行わなければならぬこと。但し、定時制の課程にあってはこの限りでないこと。

「要綱案」が示す通り、工業高等学校あるいは普通高等学校の教科課程である、又全日制あるいは定時制のそれであれ、答申はすべての高等学校の教科課程が統一的な編成原理に立ち、且つ一定の共通内容を伴った教科課程の方向を明確に打ち出したのである。かかる教科課程改革の方向が、第一次教科課程の抜本的改革を意味することは、云うまでもない。従って、その審議過程において、異論がなかったわけではない。同委員会の事務担当者の一人であった角田一郎文部事務官は、その審議経過を次のように記録している。

即ち、その第一は「要綱案」の第2、第8、第9に関する問題である。この問題の論点は職業科あるいは普通科にかかわらず、高等学校教科課程として共通必修単位制を設定すべきか否かにあった。共通必修38単位制の反対論は、この制度を採用すれば、(1)職業教科は47単位の枠内での選択教科となり、「職業的知識技能の修得に不十分」であること、(2)従って、「高等学校の実業教育は役に立たない」という非難を社会から受けること、(3)その結果、新学制にみられる「実業教育軽視の風潮にいよいよ拍車をかける」こと、(4)「学習中心の教科課程を存続してほしい」という意見が地方の学校に多いことに反すること、(5)「実業学校系の高等学校では普通科の教員が不足する」ため、実施上無理があること等を根拠にするものであった。⁸⁰⁾

かかる反対論に対し、共通必修単位制採用賛成論は、「従来の実業学校生徒は専門教育を重視過ぎ、一般教養が不足しているから、共通必修38単位は賛成である。」⁸¹⁾と述べる。かかる賛成論の中には、「実業を希望する生徒の教育内容は普通教育半分、実業教育半分がよい」⁸²⁾の意見さえも表明された。かかる見解によれば、普通教育重視、その結果としての専門教育の質的低下という見地からの反対は、「新制高等学校は旧制専門学校ではない」⁸³⁾のであって、「専門教育の程度も高度にすべきでなく、基礎的な教育であるべきである」⁸⁴⁾と考えられた。従って、職業高等学校の専門教育は、「実習中心の指導を充分に徹底して行えば、少い時間でも職業教育が可能である」⁸⁵⁾程度に限定されるべきであると指摘する。

反対論と賛成論の見解の対立は、両者の高等学校あるいは職業高等学校観の差異に起因するものと云えよう。かかる対立に対し、委員会では「高等学校全生徒の共通必修すべき一般教養とは何か、高等学校における専門教育の程度は何かを決定することが先決問題である」⁸⁶⁾の意見も表明された。この見解によれば、普通科及び職業科のすべての生徒に、共通の一般教養として、「職業教科の何単位かを共通必修とする」か、又専門教育として、「General Machinist Course とするか、もっと専門化して Auto Mechanics Course とするか」を決定しなければならないと考えられたのである。⁸⁷⁾

かかる反対論、賛成論、本質論の外、さらに折衷論とも云うべき意見も表明された。即ち、「実業の生徒の場合は38単位中の理科、数学は実業に関するものを学習せしむべきで

ある。」⁸⁸⁾「38単位以外の理科、数学の単位数を5単位未満でもよいことにするか、工業理科、工業数学を新設しなければならない。」⁸⁹⁾の意見である。これ等の見解は、前者では一般教科としての理科、数学を専門教科に読み変ることによって、専門教科の時間数を増そうとするものであり、後者では「小科目制」の採用によって、専門教科の範囲を拡大しようとするものである。つまり、教科課程編成上の技術的工夫によって、反対論及び賛成論の要望に答えようとしたのである。答申「要綱案」は、この折衷論の線で決定をみるとになったのである。と云うのは、「要綱案」第9の第2項は、その背後に「但し、実業のコースにあっては、理科、数学は関係教科として実業的内容であってよい。」⁹⁰⁾ことが、委員会の中で合意を見たからである。

その第二は職業高等学校にみられる学科制を廃止し、総合的な教科課程制にするか、あるいは現行に類似した専門的な教科課程制をとるかの問題である。学科制廃止論としては、「中学校（旧制中学校のこと、引用者注。）に入ったが中途で志望を変更し卒業後直ちに実社会に出て就職しようと考えても実業科目はないし、実業学校への転換は事実上困難であった。反対に実業学校に入ったが上級進学しようとするものは普通教育についてハンディキャップがある。」⁹¹⁾と批判し、従って、「学科のような窮屈な制度を廃止し選択によって色々な志望が達せられるようにした方がよい。」⁹²⁾の見解が表明された。学科制存続論については、強硬な支持論はなく、ただ「学科はなくとも伸縮性をもたせたコースは必要である。」⁹³⁾との見解にとどまったのである。その結果、委員会の方針としては、「学科は

これを廃止するが、職業課程といったような専門教育のコースはこれを設ける」⁹⁴⁾ ことに決定したのである。そしてかかる職業課程の教科課程の基準として、(1)共通必修 38 単位、職業科 30 単位(実習と関係教科、各々 50% を標準とする。), 自由選択 17 単位とすること、(2)共通必修外で履修する社会、数学、理科の単位数は適宜増減できることを決定した。⁹⁵⁾

その第三は実習と関係教科との統合をめぐる問題である。この問題については、「一元化して双方の間に時間の融通性をもたすべきである」の意見と「実習時間を明示しておかないと実習をやらない学校が出てくる」のそれとの対立があった。その結果、方針としては「実習と関係教科とは一体化するが、職業分野の特殊性に応じて必ずしも一体化しなくてもよいこととする」こと、又教科の整理統合については、原則として「教科の統合を行うこと」を決定した。⁹⁶⁾

その第四は大学進学と教科課程に関する問題である。この問題については、「新制高等学校は大学への準備機関ではないから、大学準備課程は廃止すべきである。」「学校教育法には、高等学校は高等普通教育及び専門教育即ち職業教育を全然学習せしめないのは違法である。」従って、「すべての高等学校生徒に毎学年少くとも 6 単位ぐらいは職業教科を必修とすべきである。」あるいは「この方向に努力すべきである」との意見が出された。⁹⁷⁾ かかる見解に対し、「中女学校系の高等学校では職業教育の教員設備が不足であり、これを無視して強行すれば、不徹底な教育が行われ、反って職業教育軽視の傾向を強める

ことになる。」、「新制中学校で毎学年 4 時間教業科が必修となっているから、その上、高等学校で課すべきかどうか疑わしい。」との反対意見も表明された。⁹⁸⁾ 特に職業高等学校との関連では、「商業科の卒業生が商科大学へ、工業学科の卒業生が工業大学へ、農業学科の卒業生が農業大学へ進学する場合にはそれぞれの実業教科で試験が受けられるようすべきである。」⁹⁹⁾ の意見もあった。しかし、同委員会ではこれ等三種の意見を統合した形での普通高等学校あるいは職業高等学校の教科課程の内実がいかなるものであるべきかについては、その決定をみることはなかった。

その第五は週当り授業時数をめぐる問題である。「毎週の授業時数が多い嫌いがある。¹⁰⁰⁾ 生徒の負担が過重である。」、「教科外活動を除けば、「授業時間は 28 時間位にする必要がある。」¹⁰¹⁾ の意見が表明された。かかる見解に対し、専門教育の時間確保の点から反対があったが、最終的には「週当り授業時数を 30 乃至 34 時間とする。但し、実習はこれを超えて与えることができる。」¹⁰²⁾ の方向で一致することになった。かかる審議経過から明らかに、「要綱案」は新しい教科課程観を示しながら、しかし一方ではそれと同時に、これまでの教科課程観を内在していたことを指摘できるのである。

ところで、後者つまり、「基準案」については、どのように答申しているであろうか。「基準案」は「要綱案」の第 4 第 2 項の「職業課程の基準は、文部大臣がこれを定めること。」により、文部省令によることを構想したものである。それによれば、工業課程は「工業に関する教科 30 単位以上、そのうち実習を 10 単位以上、実習以外の工業に関する

教科を10単位以上含むこと。¹⁰³⁾と答申したのである。この結果、工業課程の教科課程は「共通必修教科」38単位、「工業に関する教科（実習を含む）」30単位以上、「選択教科」17単位以上の計85単位以上でもって編成することになった。「基準案」答申

はかかる教科課程構想において、標準教科課程の例として工業課程については、表II-7¹⁰⁴⁾の「機械工作課程の一例」を例示している。

以上のような「要綱案」及び「基準案」答申に基づき改訂された教科課程が、昭和23年の「発学第448号」及び昭和24年の「

表II-7 機械科機械工作課程の教科課程

教 科		総 時 数	单 位
共 通 必 修		1330(44.71)	38
必	工業実習（鋳造・鍛造・機械仕上・手仕上及び組立）	580(18.82)	16
	機 械 工 作	140(4.71)	4
	製 图	140(4.71)	4
	設 計	140(4.71)	4
	電 气 一 般	70(2.35)	2
	工 业 必 修 計	1050(35.29)	30
必 修 合 計		2380(80.00)	68
選	工 业 実 習		
	機 械 工 作		
	原 动 機		
	各 種 機 械	595(20.00)	17
	製 图		
	工 場 経 営		
選	普 通 教 科		
	合 计	2975(100.00)	85
单 位 外 活 动		175~595	
總 時 間 数		3050~3570	

備考 総時数欄の()内数字は、2975を100とするパーセント。

「発学第10号」による第二次教科課程である。表II-8、表II-9がそれである。¹⁰⁵⁾文部省はかかる教科課程改訂にともない、その趣旨を明らかにするために、昭和24年3月30日に「新制高等学校教科課程の解説」以下、「解説」と言う)を発行するのである。以下

表II-8及びII-9、「解説」を手懸にして、第二次教科課程の内実を明らかにしたい。このためにここでは、まず第一に第二次教科課程の構造を巨視的に考察し、その第二に教科内容を第一次教科課程及び答申と比較することによって、微視的に分析することにする。

表II-8 高等学校教科課程表

教 科		* 教科別総時数 (単位数)	学年別の例		
			第1学年	第2学年	第3学年
国語	国語	* 315 (9)	105 (3) 70 (2)	105 (3) 70 (2)	105 (3) 70 (2)
	漢文			70 (2)	70 (2)
社会	一般社会	175 (5)	175 (5)		
	国史	175 (5)		175 (5)	
	世界史	175 (5)		175 (5)	
	人文学	175 (5)		175 (5)	
	地理	175 (5)		175 (5)	
	時事問題	175 (5)		175 (5)	
数学	一般数学	175 (5)		175 (5)	
	解析(1)	175 (5)		175 (5)	
	幾何	175 (5)		175 (5)	
	解析(2)	175 (5)		175 (5)	
理科	物理	175 (5)		175 (5)	
	化学	175 (5)		175 (5)	
	生物学	175 (5)		175 (5)	
	地学	175 (5)		175 (5)	
体育	体育	315 (5)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
芸能	音楽	70 (2) - 210 (6)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	图画	70 (2) - 210 (6)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	書道	70 (2) - 210 (6)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	工作	70 (2) - 210 (6)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
家庭	一般家庭	245 (7) - 490 (14)	245 (7)	245 (7)	
	家族	70 (2)			70 (2)
	保健	70 (2) - 140 (4)		70 (2)	70 (2)
	家庭経理	70 (2) - 140 (4)			140 (4)
	食育	175 (5) - 350 (10)		175 (5)	175 (5)
	被服	175 (5) - 350 (10)		175 (5)	175 (5)
外國語	外國語	175 (5) - 525 (15)	175 (5)	175 (5)	175 (5)
農業に関する教科		1,645 (47) 以内			
工業に関する教科					
商業に関する教科					
水産に関する教科					
家庭技芸に関する教科					
その他職業に関する教科					

備考

- この表に示すもののうち、次の教科は、すべて生徒が、これを履修しなければならない。
(1)国語(*印)、一般社会、体育、(2)社会(一般社会を除く)、数学、理科のそれぞれの教科群において生徒の選択する各一教科。
- 生徒は週当り30乃至34時間、年35週以上学校において授業又は指導を受けなければならない。但し、夜間及び定時制の課程においてはこの限りではない。
- 職業課程においては、必要な場合に、適当な時間数の実習を85単位外に課し、又は、これを週34時間をこえて課すことができる。
- 職業課程においては、備考1.に示すもの以外に履修する社会、数学及び理科の単位数を必要に応じてこの表に示す数よりも減少させることができる。

表II-9 高等学校職業教科表(但し、工業に関する教科)

教 科	単 位	教 科	単 位
機 械 実 習	10~37	機 械 工 作	2~15
電 気 実 習	10~37	船 舶 工 作	5~15
化 学 実 習	10~37	紡 織 績	3~15
紡 織 実 習	10~37	染 色	3~15
木 工 実 習	10~37	機 織 業	5~15
製 図	2~20	窯 刷	3~15
電 磁 事 象	3~10	印 船	3~15
応 用 力 学	2~10	機 器	3~5
工 業 化 学	3~15	化 学	2~10
材 料	2~10	電 気	3~15
鉱 物 地 質	3~5	通 信	3~15
採 選	2~15	電 電	3~15
冶 冶 金	2~10	氣 氣	3~15
炉 燃 料	2~15	通 動	2~15
計 画	2~10	各 種	2~15
設 計	3~10	機 械	2~5
図 案	3~15	一 一	2~5
土 木 施 工	3~10	電 気	2~10
建 築 施 工	3~5	工 場	2~5
構 造	3~10	鉱 山	2~5
木 材 工 作	3~15	管 理	2~5
金 属 工 作	3~15	工 芸	2~5
		工 業 関 係 法 規	2~5
		工 業 に 關 す る そ の 他 の 法 規	

まず前者についてであるが、第二次教科課程は、表II-8及びII-9から明らかな通り、第一次教科課程が普通科・実業科別、全日制・定時制別であったのに対し、第二次教科課程ではすべての高等学校の教科課程が同一の基準によって編成されることになった。かかる改革は「新制高等学校が普通教育を主とすると専門教育を主とするとを問わず、教育の主目標を同一にするからには、教科課程も同一の基礎に立ち、同一の規定によるべきである。¹⁰⁶⁾の考え方に基づくものであった。か

かる教科課程観の導入は、第二次教科課程に単位制、選択教科制、共通必修教科制、大教科目制の採用と週当たり授業時間数の削減を結果することになった。

単位制は、すでに定時制課程において導入されていたが、これが第二次教科課程において、全日制課程にも採用されることになったのである。選択教科制については、表II-8の共通必修教科、表II-9の各教科の単位指定以外では、如何なる教科及び単位も自由に選択できることとなった。従って、第二次教

科課程では、「学科制」は廃止され、「工業に関する学科の設置にあたって、その種類や内容の決定に、学校や地方教育委員会の自由が認められた」¹⁰⁷⁾¹⁰⁸⁾のである。「解説」は選択教科制のかかる大幅な導入の必要性を、「新制高等学校では、ようやく個性の方向も明瞭になり、生徒自らもこれを自覚するに到るから、この段階では個性の必要に応ずる教育が大きな割合をしめなければならない」と指摘し、「選択教科制の趣旨を最大限度まで生かすことが新制高等学校教育の根本的な特質の一つであることを十分に認識し、これを実行に移さなければならない。」¹¹⁰⁾ことを強調した。国語9、社会10、体育9、数学5、理科5の38単位の共通必修教科については、「解説」は「新制高等学校の実業教育は、専門に偏ってゆたかな発達の基礎に欠ける勤労者を養うのではない。」¹¹¹⁾「新制高等学校は過去の実業学校ほどは専門化されない」と述べ、新しい職業高等学校観の導入を指摘する。かかる学校観においては、従って、「38単位の普通教育の必修は実業教育を強めこそすれば決して弱体化するものではない。普通教育は、円満な人生を築き上げる基礎として必要であり、また公務や専門的な職業に従事するものにもまして普通の職業人には大切である。」¹¹³⁾と捉えたのである。大教科目制、つまり、「教科ごとの毎週時数をなるべく大きくし、1年にまとめて集中的に学習させる」¹¹⁴⁾教科編成方式の導入は、一教科目の週当たり授業時数が1～2時間のいわゆる小教科目制の批判の結果であった。即ち、「解説」によれば、大教科目別の導入によって、小教科目制の「あれもこれも教えておこうという意志」→「注入的授業」→「生徒の立場

を無視して受動的学習に墮す」のサイクルをたち切り、「生徒の能動的で集中的活動」を促進しようとするものであった。¹¹⁵⁾換言すれば、それは「国家目的の線に沿って再組織された文化を生徒に伝える立場」から、「何を教えるかよりも、いかにして生徒を発達させるか」の立場への転換であった。¹¹⁶⁾かかる教科編成観は、当然その週授業時数にも反映する。「解説」は第二次教科課程の授業時数について、「有効な学習を行うならば、職業に関する教科の学習はあるいは別としても、新制高等学校の目標達成には週28時間または29時間で十分である」¹¹⁷⁾と捉えた。

第二次教科課程にみられる以上のような教科課程観あるいはその構造は、第1節で言及した高等学校制度観あるいは制度構造と一致するものと云える。従って、工業高等学校はこの第二次教科課程によって、はじめて「新しい皮袋」に「新しい酒」の状態でスタートしたとも云い得るのである。かかるスタートは、しかし、全く問題がなかったわけではない。即ち、そのスタート直後に、「新しい皮袋」は総合制高校の批判と単独職業高校設置論と言う制度批判に当面する。又その教科課程の内容についても「職業教育の振興」の視座からの批判に当面するのである。しかし、これ等の内実は第二部第二章の考察に譲り、ここでは後者の問題、つまり、第二次教科課程の微視的分析の結果を提示しておきたい。

「解説」は第二次教科課程の教科課程モデルを全日制については7例を、又定時制については1例を提示している。¹¹⁸⁾第一次教科課程と比較するために、機械工作課程(学科)を例にとれば、表II-10¹¹⁹⁾及びII-11¹²⁰⁾の通りである。これ等の表及び前掲の表II-

表II-10 全日制の機械工作課程の教科課程

		第1次・第2次 教科 総時数	第2次教科課程 総時数	第1次教科課程 総時数
必	(1) 機械実習(実習)		525 <17.65>	1,050 <29.41>
	(2) 機械工作		175 < 5.88>	175 < 4.90>
	(3) 製図		175 < 5.88>	315 < 8.82>
	(4) 設計(機械設計)		105 < 3.53>	210 < 5.88>
	(5) 電気一般(電気)		70 < 2.35>	70 < 1.96>
	(6) 材料			70 < 1.96>
	(7) 原動機			140 < 3.92>
	(8) 数学			280 < 7.84>
	(9) 物理及化学			210 < 5.88>
	(10) 工業概説			35 < 0.98>
	(11) 工場経営			70 < 1.96>
	(12) 工業必修小計	1,050 <35.29>		2,625 <73.53>
修	(13) 国語		315 <10.59>	315 < 8.82>
	(14) 社会		350 <11.76>	175 < 4.90>
	(15) 体育		315 <10.59>	315 < 8.82>
	(16) 数学		175 < 5.89>	
	(17) 理科		175 < 5.89>	
	(18) 共通必修小計	1,330 <44.71>		805 <22.55>
選 択	(19) 必修合計	2,380 <80.00>		3,430 <96.08>
	(20) 機械実習			
	(21) 機械工作			
	(22) 原動機			
	(23) 各種機械	(20)~(26) 595 <20.00>		(22)~(26) > 140 <3.92>
	(24) 製図			(27)~(28) > 655
	(25) 工場経営			
	(26) 普通教科			
	(27) 応用力学			
	(28) 家族			
	(29) 合計	2,975 <100.00>		3,570 <100.00>~4,095
	(30) 単位外活動	175~1,015		
	(31) 総時限数	3,150~3,990		3,570~4,095

備考 1. 教科欄の枠組みは、第2次教科課程の例により作成、()内の教科名は第1次教科課程名
 2. <>内の数字はパーセント
 3. 総時数の学年別配当時数は、第2次教科課程では例示なし、第1次教科課程については、表II-3を参照のこと

表II-11 定時制の機械工作課程の教科課程

第1次・第2次 総 時 数		第 2 次 教 科 課 程					第1次教科課程 総 単 位
		総 時 数	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
必 修	機械実習(実務)	420<14.12>	2	3	3	4	20~24 18.4~21.6 9 10 5 5 9 3.8 76.4~83.6 普通教科 又 は家庭科 4.6~5.4
	機 械 工 作	175<5.88>		2	3		
	製 図	210<7.06>	2	2	2		
	設 計	175<5.88>			2	3	
	電 気 一 般	70<2.35>				2	
	工 業 必 修 小 計	1,050<35.29>	4	7	10	9	
	国 語	315<10.59>	3	3	3		
	社 会	350<11.76>	3	2	3	2	
	数 学	175<5.88>	5				
	理 科	175<5.88>		5			
選 択	体 育	315<10.59>	3	2	2	2	9
	共 通 必 修 小 計	1,330<44.71>	14	12	8	4	
必 修 合 計		2,380<80.00>	18	19	18	13	76.4~83.6
選 択	機 械 実 習						普通教科 又 は家庭科 4.6~5.4
	機 械 工 作						
	原 動 機						
	各 種 機 械	595<20.00>	2	2	4	9	
	製 図						
	工 場 経 営						
合 计		2,975<100.00>	20	21		22	85
单 位 外 活 动		385	4	3	2	2	
總 時 限 数		3,360	24	24	24	24	

7によって、われわれは第二次教科課程の内実を次のように捉えることができる。まず最初に「新制高等学校教科課程研究委員会」の答申との関連では、第二次教科課程が全面的にその答申の線に沿って編成されていること

を指摘できる。というのは、(1)単位内活動が共に3年間で2,975時間であること、(2)教科課程編成領域が共に共通必修、工業必修、選択から構成され、且つこれ等領域の中の教科目も全く同じであること、(3)これ等領域間

の比重及び必修と選択のそれが全く同じであることを指摘できるからである。ここで両者の差異をあえて挙げるならば、(1)工業必修教科領域において、実習が前者は後者に比し、1.17%高いこと、換言すれば、専門学科が前者は後者に比し、1.17%低いこと、(2)単位外活動の時間が後者では420時間多いことをあげうるのみである。これ等の事実によって、第二次教科課程の内実は「新制高等学校教科課程研究委員会」によって、実質的に決定されたと云い得るのである。

次に第一次教科課程との比較においては、次のように指摘することができる。即ち、(1)単位内教育活動の領域が実習、工業必修、普通教科必修、選択教科の4領域から工業必修、共通必修、選択の3領域に改訂されたことによって、「実習」の「関係教科」に対する独立性が弱められたこと、(2)専門教育重視（専門教科73.53%，普通教科22.55%）から普通教育重視（専門教科35.29%，普通教科44.71%）に変化したこと、(3)選択の幅が3.92%から20%に増大し、教科課程の硬直性が除去されたこと、(4)工業必修、共通必修、選択の各比重から明らかな通り、全日制の教科課程と定時制のそれとの間に差がなくなったことである。

第二次教科課程の以上のような内実は、一般的な指摘によれば、まさに「共通必修の一般教養の基礎に立って、普通高校との差別をなくしたこと」¹²¹⁾より積極的に云えば、「一般教養と科学的教養をそなえ、多面的・総合的な技術をもった技術者を養成」¹²²⁾しようとする新しい工業高等学校教育をあたかも具体化したかのように見える。事実は、しかし第二次教科課程がかかる確固たる教科課程觀に

基づき編成されたわけではなかった。というのは、すでに言及した「高等学校教科課程研究委員会」の審議から明らかに、第二次教科課程が第一次教科課程の十分な論究の結果と合意の下に編成されたものではないからである。むしろ、第二次教科課程の内実をより正確に云えば、それは第一次教科課程が高等学校の制度理念にそぐわないという現実の中で、現実問題処理的に編成されたと云っても過言ではない。そしてこの処理が米国のテクニカル・ハイスクールの教科課程とウォーショナル・ハイスクールのそれを折衷する形¹²³⁾での、いわば日本的な工業高等学校の教科課程、つまり、第二次教科課程を生み出したのである。第二次教科課程の問題は、総合制高校問題と同様、まさにこの点にあった。つまり、第二次教科課程あるいは総合制高校の理想が、例えそれ自体においては価値あるものとしても、この理想の設定が直ちに「日本の宿命的な問題」の解決を意味するものではないということである。むしろ、かかる理想の設定は「吾々自身の背にある暗く重い問題」との鋭い葛藤を内在するものであった。しかし、このことが当時において如何程認識されていたかは、きわめて疑問であった。

とまれ、第二次教科課程はかかる問題をはらみながら、しかしその後においては部分的に改訂されるにとどまっている。例えば、昭和24年6月25日の「高等学校教科課程の一部改正について」（発初第33号）¹²⁴⁾においては、(1)表II-8の「教科」欄を「教科」と「科目」に細分類し、又表II-9の「教科」を「工業という教科に属する科目」に改称したこと、(2)国語教科を国語（甲）科目315時間（9単位）、国語（乙）科目70時間

(2単位)～210時間(6単位), 漢文科目70時間(2単位)～210時間(6単位)に, 又体育教科を保健・体育科目315時間(9単位)～385時間(11単位)に細分したことを挙げうるのみである。又昭和24年7月12日の「高等学校定時制課程の整備並びに運営について」(発初第91号)¹²⁵⁾においても, 定時制課程の教育内容は「通常の課程のそれと同等に充実させる」こと, 「現場実習など特に勤労青年に適切な教育の方法についての実施に努めなければならない」と宣言されたに過ぎなかった。

第二次教科課程の内実は, 第三次教科課程においても, ほぼ全面的に受継がれている。ただ両者の差異は, 工業高等学校の目的が第

二次教科課程に比し, 「高等学校における工業教育は, 将来, 日本の工業の建設発展の基幹である中堅技術工具となるべきものに必要な, 技能・知識・態度を養成する」¹²⁸⁾と明確化され, 具体化されたに過ぎない。このことは, 第1節で言及した職教審の昭和25年の意見具申, 「工業高等学校は将来中堅技術工具たるべきものを対象として職業的に役に立つ人の教育に徹すること。」に応ずるものと解釈できよう。第一次及び第二次教科課程との比較のために, 第三次教科課程の例として機械工作課程をあげれば, 表II-12¹²⁷⁾の通りである。¹²⁸⁾

表II-10との比較によって, 第三次教科課程が共通必修, 工業必修, 選択の教科比重

表II-12 機械工作課程の教科課程

教 科		計	第1学年	第2学年	第3学年
必	国 語	9	3	3	3
	社 会	10	5		5
	数 学	5	5		
	理 科(物理)	5		5	
	保 健 体 育	9	3	3	3
	共通必修小計	38 <44.71>	16	11	11
修	機 械 実 習	15 <17.645>	4	5	6
	機械工作および材料	6	2	2	2
	設 計 製 図	9	2	3	4
	工業必修小計	30 <35.29>	8	10	12
必 修 合 計		68 <80.00>	24	21	23
選	電 気 一 般	2		2	
	工 場 経 営	2			2
	原 動 機	3			3
	英 語	5	5		
	数 学	3		3	
	化 学	2		2	
選択教科小計		17 <20.00>	5	7	5
合 计		85 (100.00)	29	28	28

において、第二次教科課程と全く同じであることがわかる。

以上、工業高等学校における新教育理念の実質的保障の内実が何であったかを明らかにするため、ここでは主としてその教科課程の侧面に焦点を絞り、教科課程の内実を考察してきた。その結果、われわれはかかる限定の下においてあるが、本章の主題について、(1)新教育理念の教科課程における顕現は、三次に亘る教科課程改革の中で、その第二次教科課において最も顕著であること、(2)その担い手は「高等学校教科課程研究委員会」であったこと、(3)その改革意識、つまり、新教育理念の教科課程の適用は、高等学校として同一の教科課程原理に基づく教科課程の編成にあったことを指摘してきた。第3の改革意識と第二次教科課程の内実との関連が、工業高等学校における新教育理念の実質的保障の内実を規定するものであることは云うまでもない。その分析から明らかな通り、第二次教科課程における同一の教科課程原理に基づく教科課程とは、具体的には「共通必修38単位」にあった。より極言すれば、工業高等学校の教科課程を38単位まで普通高等学校のそれと同じにするということである。この逆ではないのである。第二次教科課程のかかる改革意識及び内実が、工業高等学校が形式的には学校制度上普通高校と同一でありながら、実質的には複線的な学校となる一つの基本的因素となるのである。

以上、第一部において高等学校の制度化過程あるいは実施過程において、工業高等学校が制度的にあるいは教科課程において、どのように捉えられてきたかを分析してきた。ところで、われわれはこの第一部を終るに当つ

て、かかる工業高等学校制度が二つの問題をはらみながら実施されていったことを付言しておかなければならない。即ち、その第一の問題は、単に工業高等学校制度にとどまらず全高等学校制度にかかる問題、つまり高等学校の「教育の機会均等」概念に関する問題である。一連の改革事実を「教育の機会均等」概念とのかかわりでみると、改革事実は学校体系のアーティキュレーション、各高等学校間の制度及び教科課程の整合性を追求することによって、高等学校の「教育の機会均等」を保障しようとするものであったと解釈できる。換言すれば、そこで「教育の機会均等」概念とは、学校制度内教育の機会均等概念に他ならなかった。かかる「教育の機会均等」概念の具体化は、旧制中等学校制度にみられた各中等学校間の制度及び教科課程の非整合性¹²⁷⁾に比し、高く評価できるものである。しかしこの評価と同時に、かかる「教育の機会均等」概念は、歴史的所与の条件の下でそれが現実的重みを持つためには、(1)教育的営みがすべて「学校」で行われるべきことを教育学的に証明できること、(2)「学校」で行うことが物理的に可能であることを充足しなければならなかつた。勿論、教育の現実はこの二条件を充足することはできないのである。¹³⁰⁾ つまり、学校制度内教育の機会均等概念は教育制度史上きわめて重要な意義を有しながら、しかしその反面、その概念は所与の条件の下で高等学校の「教育の機会均等」を保障しようとする時、きわめて限定的な概念であった。その結果、戦後学制改革は「教育の機会均等」の保障をレーゾン・デートルとする故に、この学校制度内教育の機会均等を追求する一方、それとは違った「教育の機

会均等」概念も提起する。即ち、第二部第一章で考察する昭和23年2月の教育新委員会第13回建議が提起した「教育の機会均等」概念が、それである。

その第二の問題は、学校制度内教育の機会均等の追求により生じてきた新たな問題、つまり職業高等学校の高等学校制度における位置づけの問題である。学校制度内教育の機会均等が、各高等学校間の制度及び教科課程の整合性を追求した必然的結果として、職業高

等学校制度がその存在証明を何処に求めるかは、きわめて重大な問題であった。極論すれば、この問題を解決しない限り、高等学校制度は砂上の楼閣ともなるものであった。第二部第二章で考察する昭和24年6月の教育刷新審議会第30回建議、さらには第三章で考察する宮原誠一氏の「生産主義教育論」を中心とする一連の職業教育論は、この問題に迫ろうとするものであった。以下第二部において、これ等の問題を分析することにしたい。

(注)

- 1) 同通牒には、学校教育局作成のパンフレット、「新制高等学校実施の手引」(以下、「手引」と云う)が付されている。
- 2) 法第46条但し書きは、昭和25年4月19日公布の「学校教育法中改正」(法律第103号)により、「但し、定期制の課程を置く場合は、その修業年限は4年以上とする。」に改正。
- 3) 法第48条第2・第3項により、専攻科及び別科の修業年限をともに1年以上と規定。
- 4) 教育刷新委員会は、「特別の技能教育を施す」高等学校の制度化について、「3年制の高等学校(仮称)を設ける。但し、4年制5年制のものを設けても差支えないこと。」と建議している。
- 5) 「手引」, p.13。
- 6) 松本文部事務官は、昭和24年4月22日の第16特別委員会第1回委員会において、「学校教育法では3年以上ということになって、3年以上の高等学校も置き得る余地があるが、現実には司令部の方の相当強行な意見もありまして3年の学校が全部でございます。」と証言している。(教育刷新委員会議事速記録第16特別委員会を参照されたい)。
- 7) 教育刷新委員会議事速記録第16特別委員会。
- 8) 専攻科及び別科は、短期職業教育を目的とする。詳細は、杉江清編;中学校・高等学校における産業教育の現状と問題、雇用問題研究会、昭和27年, p.31。
- 9) 義務教育完全実施について、例えば教育刷新委員会は、昭和22年2月20日に「6・3義務教育実施断行に関する声明」、昭和22年6月16日に「義務教育延長に伴う緊急措置について」(第4回建議)、昭和22年11月24日に「6・3義務教育完全実施について」(第7回建議)、昭和24年5月14日に「6・3制完全実施に関する建議」(第29回建議)、昭和23年4月9日に「教育費の確保増額について」(書簡)

を出している。6・3制実施の苦渋については、佐藤薰：6・3制（正・続）、教育弘報社、昭和27年を参照されたい。

- 10) 「手引」, p.13。
- 11) 山内太郎編；学校制度、戦後日本の教育改革第5巻、東大出版、1972年, pp.30~31。
- 12) 務合理策；学制改革の精神、「教育研究」昭和22年9月号, p.5。
- 13) 大河内・海後・波多野監修；教育学全集第3巻、小学館、1968年, p.243。
- 14) 昭和25年の「学校教育法中改正」により、「夜間において授業を行う課程」以下を、「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程と称する）を置くことができる」に改正。
- 15) 昭和25年の「学校教育法中改正」により高校卒業資格の取得できる定時制課程の修業年限は4年以上とすることに改正。なお、その標準的修業年限について、「案内」は4年又は5年（近代日本教育制度史料第23巻, p.261）、「手引」は「6年間まで卒業するのがよい」（「手引」, p.51）としている。
- 16) 定時制課程が全日制課程と同等であるべきことについて、「案内」は「定時制は、教員の点においても教育の程度においても全日制と同一規準に置かれるのであるから、生徒も原則的には全日制と同一規準で学習すべきである。従って、卒業資格も全日制のものと原則的には同一であるべきである。」（近代日本教育制度史料第23巻, p.253），又「手引」は「定時制課程の教科課程は、通常の教科課程と、原則として同じでなければならぬ。」（「手引」, p.52）と解説している。
- 17) 「手引」, p.12。
- 18) 「高等学校三原則」実施に対する軍政部の圧力について、文部省調査課長は、昭和24年5月20日の第16特別委員会第5回委員会で、「各府県の軍政部が非常に強力に実施を勧奨したのであります。」（教育刷新委員会議事速記録第16特別委員会）と証言している。
- 19) 「高等学校三原則」の実施状況は、本論文第二部第一章第1節を参照。
- 20) 務合理策氏は、前掲論文において、新学制は学校体系の単純化によって、(1)徹底的な機会均等が図られたこと、(2)教育の社会化が図られたこと、(3)過去の世界性と人間性とを無視した国民教育を根本から精算したことであるとしている。
- 21) 「手引」, p.1。
- 22) 近代日本教育制度史料第23巻, p.390。
- 23) 法令全書。
- 24) 「手引」, p.12。
- 25) 「手引」, p.6。
- 26) 淡治円治郎；高等学校の職業教育、「教育」昭和23年4月号, pp.9~10。
- 27) 森田 孝；新学制の方向と其の実態、「教育技術」昭和23年7月号, p.2。
- 28) 学校教育法施行規則第24条は小学校の教科を国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、体育及び自由研究と規定し、同第25条は教科課程、教科内容及びその取扱いについては、学習指導要領の基準によると規定。中学校については、第

- 5 3 条は教科を必修教科と選択教科とすること、第5 4 条は必修教科を国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、体育及び職業とし、選択教科を外国語、習字、職業及び自由研究と規定、第5 5 条は教科課程、教科内容及びその取扱いについては、学習指導要領の基準によると規定。
- 29) 法令全書。
- 30) 教科課程に関する学校教育法施行規則は、昭和2 5 年1 0 月9 日にも改正（文部省令第2 8 号）されているが、しかしこの改正は法文技術上の改正である。
- 31) 「新制高等学校教科課程研究委員会」の活動内容については、第3 節で考察する。
- 32) 法令全書。
- 33) 昭和2 3 年7 月1 5 日公布の「教育委員会法」（法律第1 7 0 号）により、教育委員会が管轄下の学校の教科課程について、「教科内容及びその取扱に関すること」（第4 9 条）の権限を規定している。
- 34) 稲垣・肥田野編；戦後日本の教育改革第6 卷、教育課程総論、東大出版、1 9 7 1 , p. 231 , 中島太郎・伊藤光威：「学校の教育課程に関する法律案」についての一考察、「東北大学教育学部研究年報XIV」、pp.153-170 を参照されたい。
- 35) 戦後教育資料。
- 36) 安藤堯雄；職業教育の基本問題、「社会と学校」昭和2 5 年2 月号、p.9 。
- 37) 安藤堯雄；前掲同書、p.10 。
- 38) ~ 40), 42) 戦後教育資料 I - 1 6 。
- 41) 文部省関係者としては、大学教授6 名、専門学校長4 名、実業学校長及び同関係者3 名、青年学校長及び国民学校長の各1 名、文部省局長2 名、厚生省関係者としては、勤労署長・職業補導所長・中央労働委員会事務局長等8 名、厚生省局長2 名、その他の関係者として文部・厚生省外の各省事務官5 名、労働組合関係者3 名、経営者4 名、その他5 名となっている。
- 43) 文部省；産業教育7 0 年史（以下、産業教育7 0 年史と言う）、雇用問題研究会、昭和3 1 年、pp.956-988 。
- 44) 産業教育7 0 年史、p.984 。
- 45) 産業教育7 0 年史、pp.985-986 。
- 46) 職教審の意見具申は、昭和2 6 年の「高等学校学習指導要領工業科編（試案）（第三次教科課程）において、一部反映されている。即ち、同指導要領は工業高等学校教育の目的を「将来、日本の工業の建設発展の基幹である中堅技術工具となるべきものに必要な、技能・知識・態度を育成する」（傍点引用者）とし、又専門学科のスコープの決定に当っては、「作業分析」の手法の導入を奨励している。
- 47) 近代日本教育制度史料第2 3 卷、p.253 。
- 48) 教刷委議事速記録第2 9 回総会。
- 48)' 長谷川淳；戦後日本の技術教育史、「技術教育研究」1 9 7 2 年創刊号、p.5 。
- 49) 実業教育振興中央会は、郷誠之助等の財界有力者の提唱に基づき、平生鉄三郎文相の尽力によって、昭和1 1 年1 2 月に財團法人として設立される。その活動

- の詳細は、産業教育振興中央会；産業教育振興会30年の歩み、昭和43年を参照されたい。
- 50) 厚沢留次郎；職業教育、「文部時報」昭和30年8月号、p.34。
- 51) 実業教育振興中央会は、文部省との関係では職教委に参加協力した他、昭和21年10月21日に「新日本建設にあたり中等教育のあり方について」（6月21日付）を答申、同年12月10日に実業教育刷新に関し建議、昭和22年6月に「新制高等学校設置基準設定について」（3月13日付照会）に対し答申を出している。又CIEとの関係では、昭和21年10月1日、16日の2回にわたり、意見を交換し、教科課程案を提出している。なお、詳細は、産業教育振興中央会；前掲同書、pp.25-26、pp.183-185を参照のこと。
- 52) 長谷川淳所蔵資料「実業学校教科課程案」（Vocational School Curriculum Draft, 以下Draftと云う。）
- 53), 54) Draft。
- 55) 近代日本教育制度史料第23巻、p.307。
- 56) 近代日本教育制度史料第23巻、p.300。
- 57) 「高等普通教育を主とする高等学校の教科課程」は、さらに「大学の進学準備課程」の教科課程と「職業人の準備課程」のそれとに細分されている。しかし、ここでの工業学校の第一次教科課程との比較では、これ等を一括して普通高等学校の教科課程として捉えたい。
- 58) 近代日本教育制度史料第23巻、p.301。
- 59) 普通高等学校の教科課程では単位制が導入されていたが、工業高等学校の第一次教科課程では時間制であった。
- 60) 角田一郎；高等学校教科課程の理論と実際、興文社、昭和23年、p.128。
- 61) 表II-4の例は機械科教科課程であるが、他の14学科についても、同様である。
- 62), 63) 長谷川淳；工業教育課程の新しい構想、「文部時報」昭和26年6月号、p.3。
- 63) 近代日本教育制度史料第23巻、p.307。
- 64) 同上書、pp.352-353。
- 65) 全日制では時間制であったのに対し定期制の教科課程では、最初から単位制が導入されていることに留意。
- 66) 「手引」、p.43。
- 67), 69) 「手引」、p.44。
- 68) 「手引」、pp.48-49。
- 70) 「手引」、p.45。
- 71), 74) 「手引」、p.52。
- 72), 73) 「手引」、p.51。
- 75) 「手引」、p.61。
- 76) 「発学第534号」の「ニ. 実業関係学科の教科課程」の解説の中での、定期制高校の教科課程は「暫定案であって、学習指導要領で正式に定められるまでは、これによって、各学校でそれぞれに適したものを作るようにされたい。」（「手引」、p.53）の説明に注目したい。
- 77) 第一次教科課程の実施例については、広島県広島工業高等学校機械科の教科課程が、山内太郎編；前掲同書、p.371に掲載されている。

- 78) 角田一郎；前掲同書， p.129。
- 79) 角田一郎；前掲同書， pp.138—140。
- 80) 角田一郎；前掲同書， p.130。
- 81)～84), 86) 角田一郎；前掲同書， p.31。
- 85) 角田一郎；前掲同書， p.132。
- 86) 角田一郎；前掲同書， p.131。
- 87) 角田一郎；前掲同書 p.132。
- 88) 角田一郎；前掲同書， pp.130—131。
- 89) 角田一郎；前掲同書， p.132。
- 90) 角田一郎；前掲同書， pp.136—137。
- 91)～93) 角田一郎；前掲同書， p.133。
- 94) 角田一郎；前掲同書， p.137。
- 95) 角田一郎；前掲同書， pp.136—138。
- 96) 角田一郎；前掲同書， p.137。
- 97) 角田一郎；前掲同書， p.134—136。
- 98) 角田一郎；前掲同書， p.125。
- 99) 角田一郎；前掲同書， pp.135—136。
- 100) 教科外活動とは， ガイダンス， ホームルーム， 生徒会活動， 図書室での研究等である。
- 101) 角田一郎；前掲同書， p.136。
- 102) 角田一郎；前掲同書， pp.137—138。
- 103) 角田一郎；前掲同書， p.147。
- 104) 角田一郎；前掲同書， p.150。
- 105) 文部省大臣官房総務課；終戦教育事務処理提要第4集， pp.170～172, 189—191。
- 106) 文部省学校教育局；新制高等学校教科課程の解説，（以下「解説」という。），教育問題調査所，昭和24年， p.50。
- 107) 文部省；高等学校工業科学習指導の手引・機械科，実教出版，昭和41年， p.26。
- 108) 「解説」は，地方教育委員会や学校が自主的に教科課程を編成するために，「地方研究委員会」を設置し，諸調査を行うことを奨励している。又専門学科の教科内容決定に当っては，「作業分析」の手法を導入することを奨励している。（「解説」， p.29）。
- 109) 「解説」， p.45。
- 110) 「解説」， p.46。
- 111) 「解説」， p.46。
- 112), 113) 「解説」， p.72。
- 114) 杉江 清；中等教育における教育内容の進展，「文部時報」昭和30年8月号， p.25。
- 115), 116) 「解説」， p.48。
- 117) 「解説」， p.59。
- 118) 「解説」， pp.87—92。全日制では機械工作，電力，化学分析，建築，紡織，採鉱，木材工芸の各課程である。
- 119) 「解説」， p.87。
- 120) 「解説」， p.101。
- 121) 文部省；高等学校工業科学習指導の手引・機械編，実教出版，昭和41年， p.27。
- 122) 長谷川淳；職業高等学校における技術教育－工業教育－，「産業技術教育講座第2巻」， p.82。
- 123) 長谷川淳；工業教育課程の新しい構想，「文部時報」昭和26年6月号， p.5。
- 124) 近代日本教育制度史料第23巻， pp.415—416。
- 125) 近代日本教育制度史料第23巻， p.419。
- 126) 文部省；高等学校学習指導要領工業科編（試案），実教出版，昭和26年， p.1。
- 127) 文部省；高等学校学習指導要領工業科

編(試案), 実教出版, 昭和26年,
p.37。

- 128) 学習指導要領では、機械工作課程の他、
教科課程モデルとして、自動車、電力、
電気通信、建築、土木、木材工芸、金属
工芸、化学分析、色染、紡織、造船、窯業、
採鉱の各課程を例示している。
- 129) 旧中等学校の制度及び教科課程につい
ては、曾我部・佐藤; 新制中等学校の教
育、宝文館、昭和18年に詳しい。
- 130) 教育基本法第2条及び第7条の制定過
程によれば、教育的営みはきわめて包括
的に捉えられている。その詳細は、鈴木
英一; 戦後日本の教育改革第3巻、東大
出版、1970年、依田有作; 教育基本

法第7条の成立過程に関する実証的研究、
「社会教育学会紀要」第9集、日本近代
教育百年史第8巻を参照されたい。なお、
当時の高等学校進学率は昭和25年では
42.5%, それ以前については文部省統
計では不明であるが、戸田・関口・佐野
の教育刷新委員会メンバーは、昭和23
年・24年では30%程度(内20%全
日制)と予想している(第16特別委員
会第11回委員会議事速記録を参照)。